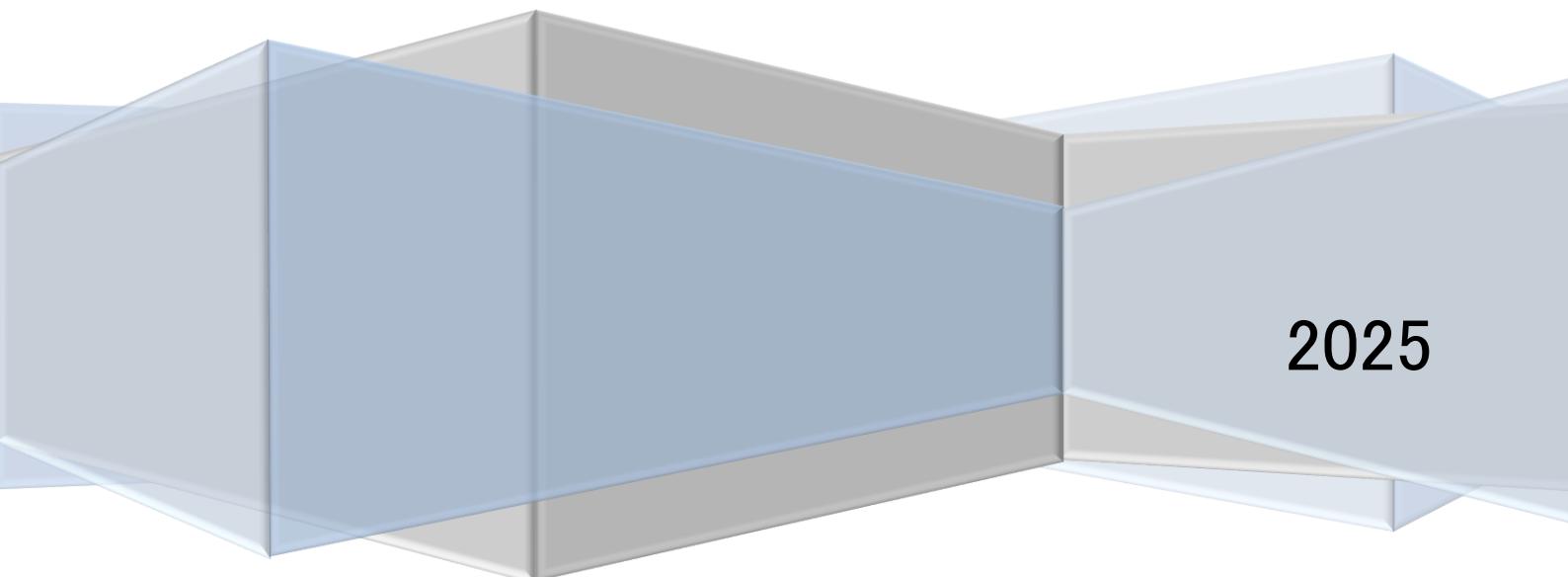


安全の手引き

～遼寧省、吉林省、黒竜江省に滞在する皆さまへ～

この「安全の手引き」は、遼寧省、吉林省及び黒竜江省に在留される皆様や、出張・旅行等で当地を来訪される皆様の安全上のご参考のために作成したものです。皆様の防犯対策の一助としてご活用頂ければ幸いです。



2025

在瀋陽日本国総領事館

郵編:110003 住所:瀋陽市和平区十四緯路50号

電話:(国番号86-)(0)24-2322-7490

HP: https://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

目 次

I 基本的心構えと対応

1	『 重要 』自分の身は自分で守る	2
2	予防・万全な準備を心がける	2
3	海外旅行(赴任)保険に加入する	2
4	『 重要 』安全のための基本原則	3
5	中国文化、歴史への理解	3
6	住居(滞在先)の安全対策	4
7	安全に関する情報収集	4
8	『 重要 』在留届(変更届、帰国・転出届)の提出とたびレジの登録	4
9	心身の健康管理に留意する	5

II 防犯・安全のための具体的注意事項

1	一般治安情勢	6
2	邦人関連の犯罪	6
3	基本的な法律知識	7
4	外国人が注意すべき活動	9
5	防犯・安全対策等	14
(1)	屋外における防犯対策	14
(2)	屋内における防犯対策	14
(3)	交通事情と事故対策	15
(4)	タクシー利用時における注意点	15
(5)	配車アプリ利用時における注意点	16
(6)	飲食店、カラオケ店、マッサージ店でのトラブル(不当高額請求、売買春)	16
(7)	規制薬物(覚せい剤、大麻、ヘロイン等)に関する犯罪	17
(8)	カード、モバイル決済時の注意点	17
(9)	誘拐対策	17
(10)	感染症対策	18

III 緊急時の対応について

1	基本的心構え	19
2	常日頃からの準備	19
3	緊急事態が発生した場合	19
4	必要に応じ、総領事館への通報について	20
5	避難する必要が生じた時の心得	20
6	緊急時の中国語	21
7	東北三省(大連市を除く)の緊急時連絡先	22
8	一般的な緊急時備蓄品リスト	23

I 基本的心構えと対応

中国に滞在中の日本人が事件・事故にあった場合、先ず責任をもって対応するのは中国側の関係当局であり、捜査も含め中国の主権のもとに処理されます。

この場合、在外公館である瀋陽総領事館としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行ないますが、日本の主権が直接及ばない外国の地ですから、自ずとできることに限りがあります。

そのため事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にとどめることが重要であり、日頃から次のことを心がけてください。

1 自分の身は自分で守る

《重要》自分の身は自分で守る(セルフ・ディフェンス)

日本とは事情が異なる海外であることを十分認識して、自分(及び自分の家族)の安全は自分自身で守る、という強い心構えが重要です。

特に中国は日本と同じ漢字文化圏の国であり、東京から片道3時間前後で往来できる気軽さがあるためか、日本から中国を訪れる方の中には、外国にいるという意識が希薄であったり、あるいは日本で過ごしている時と同じ感覚のままの方がいます。

日本国内での事件・事故の処理や対応ぶりと同じレベルのものが当然得られるかのような錯覚に陥っていると、何らかのトラブルに巻き込まれたときに適切な対応が出来ず、「日本ではちゃんとやってくれるのに、中国ではどうしてダメなんだ！」等、不満を募らせるばかりで、さらに事態を悪化させてしまう恐れがあります。

中国に限ったことではありませんが、海外へ赴く際には、その国の法制度、文化的背景、風俗習慣等のすべてが日本とは異なること、また、特に日中間には過去の歴史等敏感な問題があることも強く認識し、トラブルに巻き込まれないように十分注意することが、最も基本的な安全対策です。

2 予防・万全な準備を心がける

事件・事故・災害などの予防に努めることが最大の危機管理です。予防により避けられる危険もあります。常に最悪の事態を想定し、予防のために、必要な物品・経費は惜しまず、十分な情報収集を行うなど万全に準備するよう心がけましょう。

3 海外旅行(赴任)保険に加入する

中国での生活において、思わぬ事故に遭遇する可能性が決してないとは言えません。もし事故に巻き込まれ、医療機関にかかった場合、高額な治療費が請求されるケースも珍しくありません。また、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円から数千万円の費用が必要になります。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険や海外赴任保険に加入することをお勧めします。

なお、クレジットカードには海外旅行保険特約のついたものがありますが、保険適用期間、疾病・

事故等の原因による適用基準サービス等の範囲はカードにより様々ですので、保険内容を事前に十分に確認しておく必要があります。

4 安全のための基本原則

《重要》 セルフディフェンスの基本3原則

(1) 目立たない (2) 行動を予知されない (3) 用心を怠らない

(1) 目立たない

必要以上に華美な服装・装飾品を身につける、現地ではありません見かけないような目立つ車に乗る、公共の場などで大きな声で現地の批判を行う等は控える。

(2) 行動を予知されない

行動のパターン化(通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化)を避けるよう心がける。

(3) 用心を怠らない

現地の治安状況は急に変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締め、常に用心を怠らない。

5 中国文化、歴史への理解

当地は、歴史的背景もあり、日本に対する感情や見方には種々複雑なものがあります。日本と中国では社会体制が異なり、生活、文化、習慣も異なるということを念頭に置き、相互理解に努めていくことが重要です。また、歴史的背景に起因して、例えば日本人が関与した事件・事故が発生した時など、反日感情が中国各地において表面化しかねないことも、常に念頭に置く必要があります。また、以下の日中の歴史に由来する日には、些細なことからトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

当地において特に注意を要すると思われる日中の主な日

5月 4日 (1919年) 五・四運動(反帝国主義、反封建主義運動)

6月 5日 (1941年) 重慶爆撃記念日

※ 7月 7日 (1937年) 駐溝橋事件

8月 15日 (1945年) 終戦記念日

※ 9月 3日 (1945年) 「抗日戦争勝利記念日」

9月 11日 (2012年) 尖閣三島の取得・保有

※ 9月 18日 (1931年) 柳条湖事件(満州事変)

11月 21日 (1894年) 「旅順虐殺」

※ 12月 13日 (1937年) 南京事件(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

また、上記※の日については特に注意し、外出の際には不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも留意して安全確保に努めるようお願いします。

6 住居(滞在先)の安全対策

生活の基盤である住居の安全が確保されなければ、安心して生活することはできません。住居選定にあたり、まずは契約の相手方が信頼できる不動産会社又は大家であるか確認することが肝要です。住まいの管理体制、警備状況、周辺の環境、邦人の入居状況のほか、電気、ガス、水道等のインフラ設置状況・保守状況等についてもよくチェックして選定を行い、入居後も引き続き安全確保に努めてください。

また、旅行者の方も、まず安全な滞在先(ホテル)を選ぶことが肝要です。安全性の高いホテルは当然のことながら宿泊代も高くなりますが、安全を優先せず、経費を安く済ませようとしたことによって、結果的に犯罪や事件に巻き込まれ、かえって高くつくことになる場合があります。

7 安全に関する情報収集

安全に関する情報収集は、海外生活では欠かすことのできない安全対策です。日頃から、新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのニュースに关心を払い、積極的に情報を収集するとともに、得た情報は互いに共有するという意識が必要です。

特に、中国の法律に関する情報収集は重要で、「軍事施設保護法」や「反スパイ法」などあまりなじみのない法律もあります(Ⅱ「3 基本的な法律知識」参照)。日本で普段行っている行為が中国では法律違反となってしまうこともありますので、「日本ではこうだから、中国でも同じだろう」といった先入観や思い込みは捨て、ゼロから知るという気持ちで情報収集にあたることが重要です。

また、信頼できる中国人の友人を作ることも有効な情報収集の方法の1つですが、言葉がわからないからといって、現地の人に対するべきではありません。常に自分の身は自分で守るという意識をもって行動してください。

8 在留届(変更届、帰国・転出届)の提出とたびレジの登録

在留届の提出は、海外で生活する上で非常に重要です。海外で事件・事故・災害等の緊急事態が発生した場合、現地の日本国大使館・総領事館・領事事務所は在留届を基に皆様の安否確認や各種支援活動を行います。緊急事態発生時に速やかに連絡が取れるよう、在留届提出の励行をお願いします。

また、住所や電話番号等が変更となった場合は「変更届」を、帰国や当館管轄区域外へ転勤・転出される場合は「帰国・転出届」を必ず提出してください。なお、大連市に滞在される方は同市を管轄する大連領事事務所宛てに在留届を提出してください。

《重要》 在留届・たびレジ

旅券法第16条の規定により、3か月以上海外に滞在する場合は、「在留届」を管轄する在外公館に提出することが義務付けられています。また、在留届は、緊急時の連絡の他、パスポートの更新、各種証明書の発給のための基礎資料となるものです。

また、3か月未満の滞在の場合でも、「たびレジ」に登録いただくことにより、在外公館からの緊急通報等のお知らせを携帯電話等で受信できるようになります。旅行や出張の際には、是非、こちらもご活用ください。

○在留届の提出について、詳しくは当館HPからご確認ください。

https://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/fr_worklead_zairyu.html

○在留届・たびレジの手続はインターネット上からも行っていただくことができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

9 心身の健康管理に留意する

日本との生活環境や習慣の異なる海外での生活は、長期間にわたる緊張を余儀なくされる場合も多いため、精神面、肉体面での自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早めに必要なチェックを受けてください。

II 防犯・安全のための具体的注意事項

1 一般治安情勢

本年（2025年）5月、遼寧省大連市でビジネス上のトラブルにより日本人2人が殺害される事件が発生しております。また、近年、中国各地において無差別殺傷事件が発生しており、2024年6月江蘇省蘇州市、同年9月広東省深セン市において日本人児童が刃物で殺傷される事件も発生し、同年11月広東省珠海市では男が運転する車両に体育施設で運動をしていた人々が次々にはねられる事件も発生しており、経済不安が起因と思われる凶悪な犯罪が発生していますので、予見できない事態に対しては警戒心を高める必要性があります。当地公安機関等の報道によると、犯罪発生件数は減少していると言われていますが、置き引き・スリといった窃盗事件及び住居や会社事務所などへの侵入盗難事件、車上荒らし、インターネットを利用した詐欺等の一般犯罪は日常的に発生しており、中には殺人事件や傷害事件など凶悪犯罪の発生も報じられています。

交通事情に関しては、自動車の急増、電動自転車の普及に対し、交通安全教育や設備などの遅れが目立ち、交通事故が多発しています。バス・タクシーや自転車の利用者及び歩行者は、自分の命は自分で守るという自覚を持ち、常に注意を払ってください。

2 邦人関連の犯罪

邦人の被害は、そのほとんどが置き引き・スリ等による窃盗被害です。バッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたがつい目を離してしまった、あるいは他に気をとられていたなどちょっとした不注意が原因で何者かに持ち去られてしまうといった被害が発生しています。

また、高価な自転車の盗難も発生していることから、可能な限り自室内で保管するか、マンション等の共同駐車場に置く場合は、二重ロックに心がけることが肝要です。

この他、経済トラブルによる軟禁・暴行、タクシー運転手との料金トラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。万が一、犯罪被害に遭ってしまった際は、直ちに公安局に届け出てください。

また、邦人が当事者となる事件も発生しています。麻薬の不法所持や密輸容疑、取得したビザ（査証）の目的外活動、ビザ・居留証の期限切れのため処分を受けるといった事例です。マッサージ店などの売買春行為（性的サービスを伴うマッサージ等を含む）も中国では違法となります。

その他、「中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物や記憶媒体」や二胡は持ち込み・持ち出しの禁制品となっており、税関で没収されるといった報告も届いています。

更に近年では、特殊詐欺事件の「かけ子」として日本人が拘留される事案が発生しています。特殊詐欺グループはインターネット等を通じ、「海外で、短期間で高収入が得られる」といった誘い文句で、若者を中心に勧誘を行っています。短期間で多額の報酬を得られるような仕事は海外でも通常はないことを十分認識し、犯罪の加害者になることがないよう、慎重に判断してください。

当館に報告があった被害・加害事例

- 繁華街や観光名所、バスや地下鉄の中などで、人込みに紛れてバッグ内から財布やパスポートを抜き取られたという、置き引き・スリ事案。
- 就寝時に自宅に侵入され、腕時計等貴金属を盗まれた事例。
- 路上駐車した車の助手席に置いたバッグが持ち去られ、結果、パスポートを紛失した事例。
- カード会社の職員と名乗る人物からの電話に従って行動した結果、金銭を詐取された事例。
- 夜間、盛り場でのトラブルが起因となる傷害事件。
- 現地の知人に預けた貴重品・パスポート等をすべて持ち去られたもしくは紛失された事例。
- 査証の目的に合わない活動による不法就労であるとして、現地公安局により、逮捕・強制送還となった事例。
- 売買春行為(性的サービスを伴うマッサージ等を含む)により拘留・罰金を科された事例。
- 中国企業とのビジネストラブルにより軟禁された事例。
- 中国への持ち込み・持ち出し禁止品(例:象牙、二胡、骨董品など)を携帯していたことにより、空港税関で身柄を拘束された事例。
- 中国の政治・文化に有害な印刷物を所持していたため、税関で没収となった事例。
- 特殊詐欺グループの「かけ子」として拘束された事例。

3 基本的な法律知識

海外で生活するにあたり、滞在国の法律についてある程度の知識が必要となります。以下は外国人が注意すべき中国の法律を一部抜粋したものであり、実際にこれらの法律に抵触したがために拘束されるなどの事案が発生しています。「法律を知らなかった」というのは抗弁にならず、日頃から生活や仕事に関連する法律や法律知識を身につけるよう心がけてください。なお、各法律の詳細については中国側各担当部署にお問い合わせください。

居留許可の期限切れや不法就労等で処分を受ける事案が発生しています。滞在許可に関する当館 HP【[居留許可、就労、査証\(ビザ\)に関する注意事項](#)】もご覧ください。

(1) パスポート・居留証の携帯義務: 中華人民共和国出境入境管理法

- ①中国に在留又は短期滞在する 16 歳以上の外国人は、必ずパスポート又は国際旅行証もしくは停留・居留許可証を携帯し、公安機関の検査に備えなければならない。(第 38 条)
- ②(①の違反に対しては)警告を与え、2,000 人民元以下の罰金を科すことができる。(第76条)

(2) 臨時宿泊先の登記: 中華人民共和国出境入境管理法

- ①外国人が中国国内でホテルに宿泊する場合は、ホテルは規定に基づき、宿泊登記手続を行わなければならない。外国人がホテル以外の住所に居住もしくは宿泊する場合は、入居(チェックイン)後 24 時間以内に本人もしくは宿泊先の者が(管轄の派出所に)登記手続を行わなければならない。(第39条)
- ②(①に違反した場合は)警告を与え、2,000 人民元以下の罰金を科すことができる。(第76条)

(3) 不法滞在: 中華人民共和国出境入境管理法、同国外国人入境出境管理条例

① 以下に挙げる状況が外国人の不法滞在にあたる。(第25条)

ア ビザ、停留・居留許可で規定された期限を超えて停留・居留している場合

イ ビザ免除で入国した外国人がビザ免除期限を超えて滞在し、かつ停留・居留許可手続を行っていない場合

ウ 規定された停留・居留区域を越えて活動した場合

エ その他

② 不法に滞在した場合は、警告を与え、違反の程度が著しい場合は、不法滞在1日につき500元、総額1万元未満の罰金もしくは15日以下の拘留を科す。(第78条)

(4) 人民元及び外貨の持込・持出制限: 外貨現金携帯持込持出管理暫定規定等

① 5,000米ドル相当以上の外貨を中国に持ち込む場合は、税関に申告する必要がある。

② 中国国外への外貨の持ち出しの上限は5,000米ドル相当であり、規定の額以上の外貨を持ち出す場合には、銀行で外貨持出許可手続を行い、税関に提出する必要がある。

③ 人民元の持込・持出の上限額は20,000人民元である。

規定に違反した場合は、行政処分を科し、処分手続完了後に出入国を許可する。

(5) 「軍事禁区」、「軍事管理区」への立入禁止: 軍事施設保護法

① 軍事禁区と軍事管理区には(その区域が一般人にも軍事施設だとわかるよう、)規定に基づいた標識を設置する。(第9条)

② 以下の行為を行った者は、「中華人民共和国治安管理処罰法」第23条の処罰規定を適用する。(第43条一部)

ア 軍事禁区や軍事管理区に違法に進入し、制止に従わない者。

イ 軍事禁区や軍事管理区に対し、撮影・録音・偵察・測量・描画・記述を違法に行い、制止に従わない者。

実際に中国国内で邦人が遭遇した思わぬトラブル例

○「軍事施設保護法」関連違反とされたケース

旅順(大連市旅順口区)で軍艦のような船が停泊しているのを、写真に収めたりしつつ、市街地を散策していたところ、公安警察に呼び止められ、そのまま身柄を拘束されて長時間事情聴取を受けるとともに、写真データを没収され、罰金の支払いと即時立ち退きを命じられた。

○「測量法」違反とされたケース

GPSを用いて中露国境に近い辺境地域を旅行していたところ、国土资源局に身柄を拘束され、長期間取調べを受けた後、GPS機器や地図等を没収されたほか、罰金数万元の支払いと強制退去を命じられた。

○「中国国家文物保護法」に抵触する恐れがあるとされたケース

考古学研究のため、中国関係機関と調整の上、博物館や遺跡の見学を行っていたところ、国務院の許可を得ずに見学を行ったとして文化市場総合執法支隊に身柄を数日間拘束され、長時間の取調べを受けた。最終的には無罪放免となったが、カメラ内のメモリーデータやメモが没収された。

4 外国人が注意すべき活動

(1) いわゆる「スパイ行為」等

ア 中国は、2014年に「反スパイ法」(反間諜法)を制定し、2023年4月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しています。当局から関連法規に違反したとみなされると取調べや長期間の身体拘束を余儀なくされたり、重い刑罰を科されたりするおそれがあるので注意が必要です。

刑法や反スパイ法には、「スパイ罪」、「スパイ行為」等が規定されていますが(後記(3)に詳述)、幅広い行為が「スパイ行為」とされている上、「その他のスパイ活動」も「スパイ行為」の1つとして規定されているため、列挙されているもの以外にも様々な行動がスパイ行為とみなされる可能性があり、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈・運用される可能性もあります。

また、いわゆる「スパイ行為」のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」とされ、拘束や刑罰の対象になる可能性があります。

さらに、2024年2月、中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的として国家秘密保護法の改正が行われ、5月1日に施行されました。国家秘密の定義や具体的な運用について不透明であるため、入手した情報の共有や発信が違法とみなされる可能性があります。

イ 具体的な留意事項

上記のような関係法規に関して、特に以下の諸点に十分留意してください。

(ア) 刑法第110条、反スパイ法第4条第2号には、「スパイ組織に参加する」、「スパイ組織及びその代理人の任務を引き受ける」といった行為が「スパイ行為」に当たるとされています。

中国側は具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当するか明らかにしておらず、国家安全当局から「スパイ行為」をしたとみなされた場合、厳罰に処せられる可能性がありますので、この点、特にご留意願います。

注:中国で発行されている反スパイ法の解釈本(王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」)によれば、「スパイ組織」とは「外国政府若しくは国外の敵対勢力が設立する、我が国の政治、経済、軍事等の面における国家秘密、インテリジェンス等の情報を収集し、若しくは我が国に対して転覆、破壊等の活動を行い、我が国の国家安全と利益に危害を及ぼすことを主な任務とする組織を指す」とされています。

(イ) 中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織にそれらを提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報(文書、データ等を含む)を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。

(ウ) 「軍事禁區」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可のない立ち入りや撮影等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。

(エ) 無許可のまま国土調査等を行うことは違法とされています。GPS を用いた測量、温泉掘削等の地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全当局に拘束される可能性があります。(手書きのものを含む) 地図を所持するだけで、その対象とみなされる可能性があります。

(オ) 「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査(アンケート用紙配布等)を実施する場合等でも、調査行為が法律に抵触することがありますので、共同調査を実施する中国側機関(学校等)との十分な打合せが必要です。活動内容が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。

(カ) 上記の各行為については、最近の行為(直近の中国入国時の行為)のみならず、過去の行為(以前の中国入国時の行為や中国以外での行為等)についても調査等の対象になり得ることに注意する必要があります。

ウ 中国国家安全部が公表しているスパイ事案摘発等の例(中国人のみならず、外国人にも関係する可能性がある事例があります。)

(ア) 外国人が、中国の国家機密を違法に外国に提供した。

(イ) 外国人が、国家機密情報を含む大量の情報を収集した。

(ウ) 出会い系アプリで知り合った女性からの依頼を受け、報酬を得るため、および女性の歓心を買うため、中国軍艦の停泊地や出港の様子を撮影した。

(エ) 軍用飛行場の施設、戦闘機の配置などを違法に何度も撮影し、ネット上で公開した。

(オ) 外国人が外国機関の指示を受け、自然保護区で多数の野生植物の標本や種子サンプルを違法に発掘・採取し、違法に海外に輸送した。

(カ) 観光を名目に中国の自然保護区に複数回入り込み、大量の昆虫サンプルを採取し、国外に持ち出していた。

(キ) 中国の国家级湿地保護区と森林等において、検査機器を多数設置し、地理、気象、生物などの機密データを違法に収集した。

※国家安全部 WeChat 公式アカウント(公衆号:gh_b056d127ad86)より抜粋。

エ 関連規定(反スパイ法、刑法)

(ア) 「スパイ行為」の定義

「反スパイ法」第 4 条

「本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

(一)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。

注:中国で発行されている反スパイ法の解釈本(王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」)によれば、「国外の機構」とは、「中華人民共和国の国境外の国・地域の機構、例えば、政府、軍隊及びその他の関係当局によって設立された機構を指す。また、上記の国外の機構が我が国国内に設立した支部機構若しくは代表機構も国外の機構に属する。」とされており、「国外の組織」とは、「主に中華人民共和国の国境外の国・地域の政党、社会団体、非政府組織及びその他の企業、事業組織等を指す。同様に、上記組織が中国国内に設立した支部組織若しくは代表組織も国外の組織に属する。」とされています。

(二)スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。

(三)スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。

(四)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。

(五)敵に攻撃目標を指示すること。

(六)その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。」

(イ)刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

●刑罰(いわゆる「スパイ罪」)

「刑法」第 110 条:①スパイ組織に参加する、またはスパイ組織や代理人の任務を引き受ける、②敵に攻撃目標を指示する行為で国家の安全に危害を及ぼした場合は、10 年以上の懲役または無期懲役に処するとし、情状が比較的軽い場合は 3 年以上 10 年以下の懲役に処する。

「刑法」第 111 条:国外の機構、組織または人員のために、国家秘密またはインテリジェンスを窃取、偵察、買収、不法に提供した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処するとし、その情状が特別に重い場合には、10 年以上の懲役又は無期懲役に処し、情状が比較的軽い場合は、5 年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

「刑法」第 113 条では、上記刑法第 110 条の罪や刑法第 111 条の罪等について、中国及び人民

に対する危害が特別に重大、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処されることがあります。

この章の罪(国家安全危害罪)を犯した場合には、財産没収を併科することができるとしています。

●行政罰

「反スパイ法」第 54 条により、行政拘留(15 日以下)や罰金(5 万人民元以下または違法所得の 2 倍以上 5 倍以下)に処される可能性があります。

※中華人民共和国反間諜法(https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm)

※国家安全機関の行政法執行手続規定

(http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2024-04/26/content_8989528.html)

(2) 写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等

写真撮影は、撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、撮影可能な場所なのか否かを事前によく確認しておくことが肝要です。

特に、軍事関係の施設・設備、国境管理施設等の一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようしてください。逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモ等の政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、携帯電話やカメラ、パソコン等の記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています(「集会遊行示威法」等)。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。ビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることになります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018 年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、外国人や外国の宗教団体が中国政府の宗教当局の許可なしに独自に中国人や外国人への宗教活動を行うことはできません。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない者による宣教活動や集会等はすべて違法行為とみなされ、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされ、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受けている例があります。

中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。100人以上の集会の開催は公安局(派出所)への届出が必要で、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間等、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあるため、主催団体等より、早めに公安局に届け出ることが肝要です。100人未満であっても、外国人が集まるだけで監視対象となり、それが中国の政治体制や社会秩序に反する活動(反政府集会、非合法宗教集会等)とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

(3) 監視

中国においては、街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置がとられています。携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されている可能性があることを認識してください。また、WeChat等のSNSの他、電子メールのやり取りについても、同様の状況にあることを意識して利用してください。

(4) 対日感情

一般的に、中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望されます。特に、日本語の罵り言葉は比較的広く浸透しており、思わぬトラブルになるので、注意が必要です。

また、過去の歴史にかかわる以下のようない「記念日」においては、日本関連の行事開催には慎重な検討が望されます。特に、下記※の日については、ご注意ください。

5月 4日(1919年)	五・四運動(反帝国主義、反封建主義運動)
6月 5日(1941年)	重慶爆撃記念日
※ 7月 7日(1937年)	盧溝橋事件
8月 15日(1945年)	終戦記念日
※ 9月 3日(1945年)	「抗日戦争勝利記念日」
9月 11日(2012年)	尖閣三島の取得・保有
※ 9月 18日(1931年)	柳条湖事件(満州事変)
11月 21日(1894年)	「旅順虐殺」
※12月 13日(1937年)	南京入城(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

日本や日中関係を巡って中国人の対日感情が悪化した場合、日本の大使館や総領事館、企業や商店を標的としたいわゆる反日デモ等が発生することがあります。街中でデモ等を見かけた場合は、近づかないようにし、その場を離れてください。2012年には、尖閣諸島を巡って中国国内で中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生し、大使館、総領事館や日系企業が被害に遭った他、日本人への暴行や日本人をタクシーには乗せない、ホテルに宿泊させない等の嫌がらせ事案が発生しています。

また、日本人であるというだけで嫌がらせをされる事案が発生していますので、常に反日感情をもった中国人がいることを意識してください。

(5) 旅行制限

チベット自治区への入域に際しては、旅行会社を通じて「入境証」を事前に取得する必要があります。

中国には、外国人が許可なく自由に行ける「開放地区」と制限区域に該当する「未開放地区」(立入禁止区域)があります。一部の地域が「未開放地区」とされていますが、そのリストが公開されていないため、外国人にとってはその存在が非常に分かり難くなっています。特に、外国人の訪問が少ない地域を訪れる場合には、同地が「未開放地区」でないかどうか、事前に当局や旅行会社等に確認してください。

5 防犯・安全対策

犯罪被害に遭わないための決定的な対策はありませんが、セルフ・ディフェンスの基本3原則(目立たない・行動を予知されない・用心を怠らない)を念頭に、次の一般的対策を十分認識して防犯に努めることが重要です。

(1) 屋外における防犯対策

① 多額の現金を所持していると思わせない

必要以上に華美な服装、装飾品や言動は慎むことが賢明です。多額の現金を携帯していると思われることは危険なことだと認識してください。また、日本人は不用意に財布の中身を他人に見せてしまう傾向があるので、会計の際など、特に注意してください。

② 貵重品の入ったバッグ類は自身で身につけて所持する

バスや地下鉄、タクシー等を利用する際はバッグを前に抱えて持ち、飲食店での食事の際にも前に抱えて持つか、目の届くところに置き貴重品は必ず身につけてください。

③ 自家用車を離れる時にはドアをロックし窓を閉め、車内にバッグ等を放置しない

やむを得ず車内にバッグ等を残す場合には、外から見えないトランク等に入れてください。

④ 見知らぬ人から声をかけられても相手にしない

麻薬・覚醒剤、わいせつ物品、骨董品らしきものの購入をすすめられることもあり得ます。

⑤ 夜間・人通りの少ない道や1人での行動は避ける

外出の際には家族や友人等に行き先を知らせ、一人での行動はなるべく避けてください。

⑥ 身体生命の安全を最優先にする

不幸にも強盗の被害に遭遇した場合には、身体生命の安全を最優先にし、抵抗したり、犯人を追跡したりしないでください。

(2) 屋内における防犯対策

① 住居及び職場の管理・警備体制の確認

警報装置・防火装置・非常階段・監視カメラ等が備わっているか、またその使い方を知っているか等、常に意識することが基本です。

② **施錠を怠らない**

外出時はもちろん、在宅時も内鍵とドアチェーンをかけてください。また、戸締まりを家政婦等の他人任せにしないことも重要です。

③ **必ず相手を確認してからドアを開ける**

相手を確認してからドアを開ける習慣をつけてください。

④ **夜間の外出時には明かりの一部をつけたままにすることも効果的**

⑤ **住居の修理・工事にはできるだけ立ち会う**

⑥ **現金・貴重品は住居の中でも必ず鍵のかかる場所で保管する**

⑦ **鍵を紛失した場合は速やかに新しい鍵に交換する**

(3) 交通事情と事故対策

当地では自動車や電動自転車が急増している反面、道路の整備不良、信号機の未設置等ハード面の問題に加え、信号無視、歩道走行、無理な追い越し、逆走等、人々の交通安全マナーのソフト面にも遅れがみられ、大小様々な事故が発生しています。

① **前後左右の車両確認等を充分に行う**

車両が右側通行である等、日本と異なる交通規則も多いので、自動車や自転車の運転、歩行時においては前後左右の車両確認等を充分に行ってください。また、デリバリー(ワイマイ)の急成長、シェアバイクの普及により、多くの電動自転車が走っています。電動自転車は音もなく、信号無視や逆走、歩道をもスピードを出して疾走し、携帯を見ながら運転するなどにより、事故が多く発生しているので、十分注意してください。

② **赤信号でも右折可能な交差点が大半**

日本と異なり、赤信号でも右折可能な交差点が大半です。横断歩道を渡る際には注意が必要です。

③ **日本的な「譲り合いの精神」を期待しない**

「こういう場合は相手側が譲るはずだから、大丈夫だろう」という過信が事故に巻き込まれる最大の要因です。

④ **スピードを出しすぎない**

自分で車、自転車、電動自転車を運転する場合には、とにかくスピードを出しすぎないことが肝要です。自動車や歩行者の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車両の急停止、急な進路変更も当たり前ですので、細心の注意が求められます。また、雨天や冬期は路面がより滑りやすくなりますので注意してください。

⑤ **電動自転車乗車の場合はヘルメットを着用する**

現在、大半のシェアバイクは備え付けのヘルメットを着用しないと動かないように設定されておりますが、ヘルメットを正しく着用することにより、事故に遭遇した場合、頭部を守ることができますため必ず着用するように心がけてください。

(4) タクシー利用時における注意点

① 運転手以外の人間が乗車しているタクシーに乗らない・乗せない

知らない場所へ連れて行かれて金品を奪われた上、その場に放置されたり、目的地への道のりが遠回りになり支払いのトラブルなったりする可能性があります。

また、当地では相乗りになることがあります、どの客がいくら支払うかなど、言葉の問題もあってトラブルになりやすいので、運転手から相乗りの許可を求められた場合は断る方が無難です。無断で相乗りして来るケースもあります。

② 助手席に座らない

③ 料金メーターが倒されているか確認する

空港等のタクシー乗り場等で声をかけてくる所謂「白タク」も存在します。トラブルの元となりますので、乗車しないでください。

④ 所持品を手元から放さない

降車時には落とし物をしていないか車内を確認してください。ポケットからパスポート、携帯電話、財布等が落ちていることがあります。タクシー運転手によっては高額な携帯電話・財布をそのまま盗む、返す代わりにお金を要求するケースがあります。

⑤ トランクの荷物は下ろしてから料金を払う

降車時は支払いに気を取られ、トランクに荷物を忘れることが多いので注意が必要です。

⑥ 領収書をもらう

車内での忘れ物やトラブル等が発生した場合に、領収書から会社名・車番を特定することができますので、できるだけ受け取るよう心がけてください。

⑦ 可能な限り配車アプリを利用する

配車アプリを利用することにより目的地までの料金がより明確化されるので、料金を高く要求される危険性が減少します。また、特に「専車(プレミアム車)」の運転手の対応が比較的良質であることから、それらを活用することも検討してみてください。

タクシー関係でトラブルが生じた際の主な問い合わせ先(クレームセンター、落とし物センター)

○出租車乗客投訴和失物招領中心(瀋陽市):12345-1-0(自動音声案内)

○出租車乗客失物招領中心(瀋陽市):12345

○出租車乗客投訴和失物招領中心(長春市):0431-12328(自動音声案内)

○出租車乗客投訴和失物招領中心(長春市):0431-12328(自動音声案内)

○出租車乗客投訴招領中心(ハルビン市):0451-12328(自動音声案内)

○出租車乗客失物招領中心(ハルビン市):0451-12328(自動音声案内)

(5) 配車アプリ利用時における注意点

過去には配車アプリを利用した乗客が運転手に殺害されたり強姦されたりする事件が発生しています。配車アプリを利用する際には、正規の会社のアプリを使用し、運転手に不審な動きがあつた場合には、アプリ上の「安全中心」ボタン及び「110報警」を押し、すぐに警察に通報してください。また、できるだけ複数人で乗車する等の安全対策を講じ、アプリ上に表示された車のナンバーとは異なる車が来た場合は、決して乗車しないようにしてください。

(6)飲食店、カラオケ店、マッサージ店でのトラブル(不当高額請求、売買春)

中国国内では、路上で客引きに誘われ、飲食店やカラオケ店、マッサージ店について行ったところ、高額な代金を請求される「不当高額請求」被害が発生しています。日本語や片言の英語で声をかけられることも多く、支払いを拒否すると、暴行を加えられるケースなどもあります。路上での客引きや見知らぬ人からの誘いには、安易について行くことのないよう注意してください。

また、マッサージ店やカラオケ店で売春行為を誘う店もありますが、中国では売買春は違法にあたります。「治安管理処罰法」の適用を受け、処罰の対象となります。更には、国外退去処分となり、数年間入国禁止となるケースもあります。性的サービスを提供する店には行かない、売春行為を誘われてもはつきりと断ることが肝要です。

(7)規制薬物(覚せい剤、大麻、ヘロイン等)に関する犯罪

中国では、薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。実際に日本人が逮捕され、死刑が執行された事例もあります。薬物の使用や売買に関わらないのはもちろんのこと、中身の分からぬ物品・荷物を安易に預かるなど知らないうちに「運び屋」として利用されないよう、注意することも必要です。

(8)カード、モバイル決済時の注意点

キャッシュカードやクレジットカードのスキミング、悪用等の被害が発生しています。カードを利用する際は、面前で決済し、暗証番号は絶対に他人に見られないようにしてください。また、カード利用後に利用額を通知するメールを活用したり、アプリにて残高を確認したりするなど、予防策を講じることも有効です。

また、中国では ALIPAY や WeChatPay 等のアプリを利用したモバイル決済が日常的な決済方式となっています。モバイル決済は大変便利ではありますが、決済 QR コードを他人に読み取られ、勝手にお金が引き落とされるなどの被害も発生していますので、利用の際は周囲に注意するよう心がけてください。

(9)誘拐対策

誘拐被害は何らかのトラブルが原因となるケースが多いといわれています。また、華美な生活などで狙われたり、単なる妬みや恨みから誘拐されたりするということもあります。誘拐は一般的に目的にあった人物を選び、実行のための下調べを行い、計画に基づき拉致監禁する等、入念に準備された一定の手順で実行されますが、中国の場合は生活困窮による衝動的とも思われる誘拐、または身柄拘禁等も生じているとみられ、これらの予防のためには前述の「セルフ・ディフェンス(目立たない・行動を予知されない・用心を怠らない)」の原則を習慣化して行動することが重要です。

万が一、事件が発生した場合には、次の事項を整理して勤務先や家族、当館へも通報し、緊密な連携の下に対応するとともに、事件の性格を考慮して情報は外部に漏れないように慎重に対処してください。

当館を含む我が国の在外公館は、事件解決の一義的責任を持つ現地政府の主権を尊重しつつ、邦人保護の立場から人質の安全救出のため最大限の努力をします。

事件が発生した場合の確認事項

- ①真に誘拐であるのか
該当者の所在確認が重要。
- ②誘拐または拉致された場所・時間の確認
- ③犯人はどのような者か
単独か複数かなど。
- ④犯人の要求は何か(可能であれば録音)
- ⑤事実関係の詳細な確認
誤報の可能性があることを前提に、注意して確認する。

(10) 感染症対策

感染症は東北三省においても多数存在しています。2018年、2019年には鳥インフルエンザ(H7N9)が発生しております。結核・HIV 感染症・肝炎・狂犬病・梅毒・手足口病などの感染症も慢性的に生じており、例年死者も確認されています。

当地医療機関ではスムーズに予防接種を受けられないことも見込まれますので、渡航前には、日本の医療機関にて相談の上、必要な予防接種を受けてから渡航するようしてください。また、当地では不用意に鳥や家畜に近寄ったりせず、手洗い・うがい等を励行し、衛生管理に十分に注意してください。

感染症に関する情報は、以下のサイトからも確認することができますのでご活用ください。

海外における感染症情報

- 厚生労働省検疫所ホームページ～海外で安全に過ごすために～

<http://www.forth.go.jp/index.html>

- 外務省 海外安全ホームページ－感染症関連情報－

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

III 緊急時の対応について

1 基本的心構え

緊急事態とは、不特定多数の人々が巻き込まれる可能性がある大規模災害、事件・事故、各種デモ(反日デモを含む。)、テロ、および感染症(新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等)の発生等のように、予測が困難で突然的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、流言蜚語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれないようにすることが重要です。

2 常日頃からの準備が重要です。

当館からの連絡が確実に受けられるよう、3か月以上滞在する方は「在留届」を提出、3か月未満の渡航を予定されている方は「たびレジ」に登録するとともに、緊急事態の発生時に連絡できるよう、旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

～「在留届」、「たびレジ」の登録はこちらから～

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

会社等企業においては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。緊急事態の態様や状況によって異なりますが、各種連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくと、緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

～「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」はこちらから～

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

緊急事態の発生時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメン等の食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。また、一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。(参照:P.23 8一般的な緊急時備蓄品リスト)

3 緊急事態が発生した場合、まずは正確な情報の入手に努めてください。

当館では、緊急事態が発生した場合、各種緊急情報を発信し、在留邦人・旅行者の安否を確認し、支援を必要とされる邦人の方々に対応します。各種緊急情報は以下の手段で伝達します。加えて、政府当局や日本の報道機関の協力を得て各種緊急情報を広く共有しますが、ご自身でテレビやインターネット等を通じて、最新の報道にも注意してください。

- メールの送信
- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への連絡

4 必要に応じ、総領事館に通報してください。

現場の状況のうち、通報する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意し、当館に連絡してください。

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶ虞がある時は、公安に通報し、救護を求める等、適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を当館に通報してください。

5 避難する必要が生じた時の心得

緊急事態が発生した場合、状況によっては、自宅にて戸締まりをきちんとした上で留まる事が安全であることもありますので、軽挙妄動は慎むよう心がけてください。

当館から退去あるいは引き揚げ勧奨の連絡があった場合は、帰国の是非を検討してください。

事態が逼迫して、当館から、引き揚げまたは避難のための集結する連絡があった場合は、速やかに通知された集結場所に集合してください。

【参考】外務省の「海外安全情報」

外務省は、各国・地域の治安状況や感染症流行状況について、それぞれの情勢に応じて4段階の具体的な文章表記で示しています。

- 「レベル1:十分注意してください」
- 「レベル2:不要不急の渡航はやめてください」
- 「レベル3:渡航は止めてください(渡航中止勧告)」
- 「レベル4:退避してください。渡航は止めてください(退避勧告)」

各国・地域の詳細や、スマートフォン向け専用アプリのダウンロードは、以下のURLよりご確認ください。

○外務省 海外安全ホームページ

- <http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html> (トップページ)
- <https://www.anzen.mofa.go.jp/sitemap/sitemap.html> (サイトマップ一覧)

○スマートフォン向け「外務省 海外安全アプリ」のダウンロード

- http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

6 緊急時の中国語 ※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください

緊急時の中国語 ※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください

○私は日本人です。(氏名は) _____といいます。

我是日本人, 我叫_____。

○私を_____に連れて行ってください。

请送我到_____。

○助けて！

救命！

○警察／救急車を呼んでください！

请帮我叫警察！(请帮我报警！) / 请帮我叫救护车！

○_____に電話をかけてください。

请拨打电话给_____。

○(パスポート・現金・クレジットカード) を無くしました。

我丢了_____护照 · 现金 · 信用卡。※該当する物に✓をつけてください。

○(頭 · 心臓 · お腹) が痛いです。

_____头 · 心脏 · 肚子 痛！※痛む身体の部位を指しても使えます。

7 東北三省(大連市を除く)の緊急時連絡先

犯罪被害に遭ったり、所持品を紛失してしまったりした時には、速やかに現地公安局に届け出るとともに、勤務先関係者や当館にも連絡し相談してください。

パスポート盗難・紛失の場合は、公安局出入境管理処に届け出て、証明書の発行を受けた後、当館でパスポートの再発給もしくは帰国のための渡航書の発給が必要となります。なお、パスポート・居留許可といった身分関係書類などは、万一に備え予めコピーをとっておくと便利です。

以下は、当地の警察・消防・救急車・病院・医療アシスタンス会社の連絡先の一部です。この他にも在中国在外公館等の連絡先を当館ホームページ(随時更新)にまとめていますので、詳細はこちら(https://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_00001_00110.html)でご確認ください。

機関名	電話番号	所在地
在瀋陽日本国総領事館	024-2322-7490	瀋陽市和平区十四緯路50号
警察(交通事故の場合)	110(122)	
消防	119	
救急車 ※有料です	120	
瀋陽市公安局出入境管理局	024-8689-7952 024-8689-8710	瀋陽市皇姑区北陵大街 47-49 号
長春市公安局出入境管理局	0431-8890-8478	長春市經濟技術開発区沿河街 6888 号
ハルビン市公安局出入境管理局	0451-8766-1130	ハルビン市道里区工程街副 2 号
中国医科大学附属第一医院	961200(代表)	瀋陽市和平区南京北街 155 号
中国医科大学附属盛京病院	96615(代表) 181-0249-6615(24 時間)	瀋陽市和平区三好街 36 号
東北国際医院	024-6236-1111(24 時間)	瀋陽市渾南区天賜街2号
吉林大学第一医院	0431-8878-2222 (24 時間) 0431-8878-3511(外国人診察)	長春市新民大街 71 号
吉林大学第二医院	0431-8113-6888	長春市南關区自強街 218 号
ハルビン医科大学附属第一医院	0451-8555-6000(代表)	ハルビン市南崗区東大直街 199 号
同医院群力院区	0451-5364-3856	ハルビン市道里区群力第七大道 2075 号
同医院南崗院区	0451-5364-3849	ハルビン市南崗区東大直街 199 号
黒竜江省医院	0451-8802-5555(代表)	ハルビン市香坊区中山路82号
SSC メディカルサポート (医療アシスタンス会社)	135-1600-8204	瀋陽市大東区滂江街 54 号 (環球医生内)
上海ウェルビー大連事務所 (医療アシスタンス会社)	0411-8367-6520	大連市西崗区中山路 147 号 申貿大厦 17 階
株式会社リーベン大連事務所 (医療アシスタンス会社)	+81-22-381-7280 152-4258-1445	大連市中山区友好町105 マンハッタンビル A 棟

※上記機関については、日本語が可能な職員が常勤しているとは限りません。

8 一般的な緊急時備蓄品リスト

緊急事態時は、交通機関や医療機関、商業施設等を含めて社会的機能の混乱や麻痺が予想されるため、以下の物品等を最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。

必要物品など	備 考
在留届	管轄の在外公館に提出しているか、記載事項は最新か否か等、定期的に確認。
パスポート (および当地の滞在査証)	残存有効期間の確認。(旅券の更新申請は、残存有効期間が一年未満となった時点より、申請が可能。現在、申請から旅券取得まで約1ヶ月程度の時間が必要です。)
現金・カード等貴重品	現金は家族全員が10日間程度生活できる現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。(ただし、通貨持ち出し制限額に注意してください)
衣類・靴	長袖・長ズボンが賢明。靴は靴底の厚い頑丈な物。
タオル・歯磨き・石けん等	
水	大人1人当たり1日3L程度。平時の断水時にも有用です。
長期保存可能な食品	
医薬品(生理用品)・マスク	
ラジオ(電池使用)	NHKワールド・ラジオ日本等の短波放送 短波による国際放送の受信方法等については、次のホームページをご確認ください。 https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/
懐中電灯	平時の停電時にも有用です。
電池	ラジオや懐中電灯の予備として。
トイレットペーパー	
ライター・マッチ・ローソク	
ビニールシート	
折りたたみ傘	
紙製の皿・コップ・割り箸	
簡易な調理器具	ナイフや固形燃料のほか、缶切り等があると便利です。
地図	空港・駅・病院・その他避難場所への経路確認のため
帽子・ヘルメット	
粉ミルク・おむつなど	乳幼児がいるご家庭の場合。